

春日井市敬老金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会の発展に貢献した老人に対して、敬老金を支給することにより感謝の意を表するとともに、その長寿を祝うことを目的とする。

(受給資格者)

第2条 敬老金は、毎年9月1日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき春日井市の住民基本台帳に記録されている者のうち、前年の12月31日現在において満86歳又は満98歳の者（以下「受給資格者」という。）に支給する。

(敬老金の額)

第3条 敬老金額は、受給資格者1人につき10,000円とする。

(支給の時期)

第4条 敬老金は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日及びその前後の間に支給する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和53年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。